

弁護士や検察官、裁判官になるには司法試験に合格した後、1年間の司法修習という研修期間を経る必要があります。ところが、2011年(平成23年)から2016年(平成28年)に司法修習を開始した司法修習生については、国からの給費(給料)が出ることはありませんでした。その後、裁判所法が改正され、修習給付金というお金が出るようになりましたが、無給状態で修習を行った司法修習生に遡って国が措置を取ることがありませんでした。

同じ制度を経て弁護士になったにもかかわらず、国からの支援が受けられないままとされているのは不公平です。また、法曹の養成を国の役割としている司法修習の制度の本質にも反します。

このような問題について、司法サービスのあり方という観点から市民の方にも広く知っていただきたいと考え、この集会を開催することとしました。ぜひご参加ください。

# 貸与制下で生じた 不正を正す 市民集会



2022

# 10.14

FRI  
金

18:00-19:30 (予定)

仙台弁護士会館 4階

参加費  
無料

## Zoomによるオンライン併用

オンライン参加の方は下記URLからご参加ください。  
URLは当日、仙台弁護士会のホームページでもご案内します。

URL <https://us06web.zoom.us/j/87816812233>

なるべく開演時刻までに、上記URLか、QRコードからご視聴を開始ください。上記URLは、仙台弁護士会のホームページ (<https://senben.org/>) にも掲載しますので、そこからクリックして頂けます。

